

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 衝突（海上ボーリング施設） |
| 発生日時 | 令和3年12月11日 04時05分ごろ |
| 発生場所 | 青森県八戸市八戸港 八戸港白銀西防波堤西灯台から真方位004° 1,060m付近 （概位 北緯40° 32.9′ 東経141° 32.1′） |
| 事故の概要 | 漁船第一源榮丸は、出航操船中、海上ボーリング施設に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年7月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第一源榮丸、160トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 130733、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、四級（航海） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 左舷船首部手すりに曲損、左舷船首部外板に擦過傷、左舷ビル ジキールに曲損 海上ボーリング施設 櫓支柱に曲損及び切損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：06時47分ごろ |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長ほか13人が乗り組み、底引き網漁の目的で、03時50分ごろ八戸漁港小中野地区を出航し、漁場に向け、八戸港外防波堤となる中央防波堤と八太郎北防波堤の間の出入口を中央防波堤の北端にある灯台の緑色光と八太郎北防波堤の北東端にある灯台（以下「本件灯台」という。）の紅色灯を間に見ながら約7ノットの対地速力で北北西進した。</p> <p>船長が、船首方の本件灯台の方向約0.5海里（M）にレーダーで小型目標を探知し、小型船だと思い、水面付近の灯火を探して航行を続け、主機を中立運転としてわずかに右転したものの、八戸港内のボーリング調査に使用される鋼製櫓（以下「本件鋼製櫓」という。）に衝突した。</p> <p>本件鋼製櫓は、二管区水路通報により区域等が通知されていた。</p> <p>本件鋼製櫓は、海面上の高さ約7mで一辺の長さが約3mの鋼製櫓上に掘削作業用ステージが接続されたもので、同ステージの四隅には灯火が取り付けられてあった。</p> <p>船長は、底引き網漁の漁期で忙しく、水路通報を確認しておらず、八戸港内に本件鋼製櫓が設置されていることを知らなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、船首方約0.5MIにレーダーで小型目標を探</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>知した際、小型船だと思い、水面付近の灯火を探していたので、本件鋼製櫓のステージ上の灯火に気付かなかったのだと思った。</p> <p>本船の海図には、水路通報で通知された本件鋼製櫓の情報が海図に補正されていなかった。</p> |
| 分析 | <p>本船は、出航操船中、船長が、船首方の本件灯台の方向約0.5Mにレーダーで小型目標を探知し、小型船だと思い、水面付近の灯火を探して航行を続けたことから、主機を中立運転としてわずかに右転したものの、本件鋼製櫓のステージの灯火に気付かず、本件鋼製櫓に衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、本船が出航操船中、船長が、船首方の本件灯台の方向約0.5Mにレーダーで小型目標を探知し、小型船だと思い、水面付近の灯火を探して航行を続けたため、本件鋼製櫓のステージの灯火に気付かず、本件鋼製櫓に衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、夜間航行中、レーダーで目標を探知した場合、同目標が海図に補正されていない物標である場合があるので、思い込みにより判断することなく、航海計器の機能を活用して目標を確認するなど適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、出航前に水路情報を入手し、航行する海域の安全確認を行うこと。 |